

○銃砲刀剣類所持等取締法の施行手続に関する訓令

平成4年2月21日

本部訓令第3号

改正 平成6年3月22日本部訓令第7号

平成6年10月28日本部訓令第23号

平成12年11月7日本部訓令第15号

平成13年1月5日本部訓令第1号

平成17年2月16日本部訓令第1号

平成18年3月23日本部訓令第13号

平成18年10月6日本部訓令第20号

平成20年5月22日本部訓令第17号

平成21年8月17日本部訓令第18号

平成22年3月23日本部訓令第10号

平成24年3月16日本部訓令第8号

平成29年4月6日本部訓令第7号

令和4年3月25日本部訓令第12号

令和6年11月15日本部訓令第16号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

銃砲刀剣類所持等取締法の施行手続に関する訓令（昭和40年1月本部訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号。以下「施行規則」という。）、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年總理府令第46号。以下「府令」という。）、獵銃安全指導委員規則（平成21年國家公安委員会規則第12号）及び銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号・6年16号〕）

（銃砲刀剣類製造等の届出）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第3条第1項第11号から第15号までの

規定による施行規則第4条第1項又は第2項の銃砲刀剣類製造等届出書を受理したときは、当該届出書1通に届出受理年月日、受理番号及び山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）名を朱書し、山形県公安委員会公印に関する規程（平成13年12月県公安委員会規程第6号。以下「規程」という。）別表の2の項に規定する公印を押印して届出者に交付するとともに、銃砲刀剣類製造等台帳（別記様式第1号）に登載するものとする。

2 署長は、施行規則第4条第4項の規定による銃砲刀剣類製造等廃止届出書（県規則別記様式第1号）を受理したときは、銃砲刀剣類製造等台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（人命救助等に従事する者届出）

第3条 署長は、法第3条第2項の規定による施行規則第5条第1項の人命救助等に従事する者届出書を受理したときは、同条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書を届出者に交付するとともに、人命救助等に従事する者台帳（別記様式第1号の2）に登載するものとする。

2 署長は、施行規則第5条第3項において準用する施行規則第6条第3項の規定による届出を受理したときは、人命救助等に従事する者届出済証明書に所要事項を記載し、規程別表の2の項に規定する公印を押印して届出者に交付するとともに、人命救助等に従事する者台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（使用人届出）

第4条 署長は、法第3条第3項又は第3条の2第2項の規定により施行規則第6条第1項の使用人届出書を受理したときは、当該届出書に添付された写真1枚を同条第2項の使用人届出済証明書の所定欄に貼付し、規程別表の9の項に規定する公印で契印して届出者に交付するとともに、使用人台帳（別記様式第2号）に登載するものとする。

2 署長は、施行規則第6条第3項の規定による届出書を受理したときは、使用人届出済証明書に所要事項を記載し、規程別表の2の項に規定する公印を押印して届出者に交付するとともに、使用人台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（再交付申請等の取扱い）

第5条 署長は、次に掲げる届出又は申請を受理したときは、当該証明書、認定証若しくは指定書を書換えし、又は再交付するものとする。

（1）施行規則第6条第5項（施行規則第5条第3項において準用する場合を含む。）の

規定による亡失、盗難又は滅失の届出

- (2) 法第5条の3第3項(法第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)の規定による書換え又は再交付の申請
- (3) 施行規則第46条第2項の規定による再交付の申請

(全部改正〔平成29年本部訓令7号〕、一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

(不許可等の取扱い)

第6条 署長は、法第4条第1項(ライフル銃、拳銃及び空気拳銃の所持に係る許可並びにライフル銃以外の猟銃及び空気銃の所持に係る許可(現に猟銃及び空気銃の所持の許可を受けていない場合に限る。)を除く。)、第6条第1項及び第7条の3第1項の規定による申請について、不許可の処分が相当であると認めるときは、県規則第5条第1号の不許可等通知書(県規則別記様式第15号)を申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕)

(許可申請の取扱い)

第7条 署長は、法第4条第1項の規定による施行規則第9条の銃砲所持許可申請書(ライフル銃、拳銃及び空気拳銃の所持の許可に係るもの並びにライフル銃以外の猟銃及び空気銃の所持の許可に係るもの(現に猟銃及び空気銃の所持の許可を受けていない場合に限る。)を除く。)、クロスボウ所持許可申請書(現にクロスボウの所持の許可を受けていない場合の所持の許可に係るもの)又は刀剣類所持許可申請書を受理したときは、所要事項を調査し、支障がないと認めるときは、法第7条の規定による施行規則第31条の許可証を交付し、又は当該許可に係る事項を許可証に記載するものとする。

2 署長は、法第4条第1項の規定による施行規則第9条の銃砲所持許可申請書(ライフル銃、拳銃及び空気拳銃の所持の許可に係るもの並びにライフル銃以外の猟銃及び空気銃の所持の許可に係るもの(現に猟銃及び空気銃の所持の許可を受けていない場合に限る。)に限る。)又はクロスボウ所持許可申請書(現にクロスボウの所持の許可を受けていない場合の所持の許可に係るものに限る。)を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

3 本部長は、前項の申請書に係る許可の決定をしたときは、その旨を当該申請を受理した署長に通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた署長は、法第7条の規定による施行規則第31条の許可証を申請者に交付し、又は当該許可に係る事項を許可証に記載するものとする。

5 本部長は、第2項の銃砲所持許可申請書に係る銃砲の所持の許可をしないときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。

6 法第4条第2項の規定により銃砲等又は刀剣類の所持許可に付することができる条件は、次に掲げるものとする。

(1) 法第4条第1項第1号の許可につき、発射を必要としない場合には、引鉄に安全ゴムをはめる等の撃発機構が作動しないための措置を講じておくこと。

(2) 法第4条第1項第2号の許可につき、一個の金属製保管庫には一定数以上の銃砲を保管しないこと。

(3) 法第4条第1項第8号の許可につき、公演での銃砲の使用に関しては、空包を使用すること。

(4) 法第4条第1項第9号及び第10号の許可につき、展示の方法として、施錠されたガラスケース内に収納すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、危害防止上必要と認める事項

7 署長は、次の各号に掲げる法第4条第1項の規定による許可の区分に応じ、当該各号に定める台帳に登載するものとする。

(1) 法第4条第1項各号（同項第1号及び第4号を除く。）に該当する者に対する所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとの許可 銃砲等又は刀剣類所持許可台帳（別記様式第6号）

(2) 法第4条第1項第1号に該当する者に対する所持しようとする猟銃等又はクロスボウごとの許可

イ 猟銃等又はクロスボウ所持許可証番号台帳（別記様式第7号）

ロ 猟銃等又はクロスボウ所持許可番号台帳（別記様式第8号）

(3) 法第4条第1項第4号に該当する者に対する所持しようとする銃砲ごとの許可 猟銃等又はクロスボウ所持許可番号台帳

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（確認及び打刻命令等）

第8条 署長は、法第4条の4の規定による施行規則第17条第1項の確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類及び添付書類の提出を受けたときは、当該銃砲等又は刀剣類所持者の許可証の確認欄に確認年月日を記載するとともに、規程別表の4の項に規定する公印を押印して提出者に交付するものとする。

2 署長は、前項の場合において、猟銃等の製造番号が適当でないと認めたときは、法第4

条の4第2項の規定により、施行規則第18条の打刻命令書を交付して、打刻を命ずるものとする。

3 前項の規定は、法第9条の6第3項（法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による打刻命令について準用する。

4 署長は、第1項の場合において、クロスボウの製造番号が適当でないと認めたときは、法第4条の4第3項の規定により、施行規則第18条の2第2項の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付して、表示を命ずるものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

#### 第9条 削除

（削除〔令和4年本部訓令12号〕）

（講習）

第10条 署長は、法第5条の3第1項、法第5条の3の2第1項又は第9条の14第1項の講習会の受講申込みを受理したときは、申込者の希望する受講年月日、受講場所等を受講票（別記様式第9号）に記載して当該申込者に交付するとともに、受講場所が他の警察署の管内であるときは、当該受講申込者が希望する受講場所の講習を開催する署長に通報するものとする。

2 署長は、法第5条の3第2項又は第5条の3の2第2項の規定により施行規則第21条の講習修了証明書を交付したときは、講習修了証明書交付台帳（別記様式第10号）に登載するとともに、当該証明書の交付を受けた者が他の警察署の管内に住所を有する者であるときは、当該証明書の交付を受けた者の住所地を管轄する署長に通報するものとする。

3 署長は、法第9条の14第2項の規定により年少射撃資格講習修了証明書を交付したときは、年少射撃資格講習修了証明書交付台帳（別記様式第10号の2）に登載するとともに、当該証明書の交付を受けた者が他の警察署の管内に住所を有する者であるときは、当該証明書の交付を受けた者の住所地を管轄する署長に通報するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（技能検定）

第11条 署長は、法第5条の4第1項の規定による施行規則第9条の技能検定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

2 本部長は、前項の技能検定申請書に係る技能検定の実施を決定したときは、当該申請を受理した署長にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた署長は、施行規則第23条の技能検定通知書を申請者に

交付するものとする。

- 4 本部長は、第1項の技能検定申請書に係る技能検定の受検を却下したときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 署長は、施行規則第23条の技能検定通知書の交付を受けた者が法第5条の4第1項ただし書に規定の者に該当するに至ったときは、抵触事由を本部長に申報するものとする。
- 6 本部長は、法第5条の4第1項の規定による技能検定に合格した者に対し、施行規則第24条の規定による技能検定合格証明書を当該技能検定に係る申請を受理した署長に送付するものとする。
- 7 署長は、法第5条の4第2項の規定により、技能検定合格証明書を交付したときは、技能検定合格証明書交付台帳（別記様式第11号）に登載するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（技能講習）

第12条 本部長は、法第5条の5第1項に規定する技能講習の課程の修了について判定したときは、受講者の住所地を管轄する署長に技能講習修了判定結果通知書（別記様式第11号の2）を送付するものとする。

- 2 署長は、法第5条の5第2項の規定により技能講習修了証明書を交付したときは、技能講習修了証明書交付台帳（別記様式第11号の3）に登載するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（許可期間延長の取扱い）

第13条 署長は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項の規定による施行規則第30条の許可期間延長申請書を受理したときは、所要事項を調査し、支障がないと認めるときは、申請者に対し交付している許可証の有効期間を訂正して、朱線で削除し、その上部に当該許可に係る返還期間を朱書し、規程別表の4の項に規定する公印を押印して申請者に交付するものとする。

（一部改正〔平成24年本部訓令8号・令和4年12号・6年16号〕）

（許可証の記載事項の変更等）

第14条 署長は、法第7条第2項（法第9条の13第3項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項の変更、亡失、盗難又は滅失の届出を受理したときは、第7条第7項各号の台帳を整理するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（更新申請書の取扱い）

第15条 署長は、法第7条の3第1項の規定による施行規則第9条の獣銃等所持許可更新申請書又はクロスボウ所持許可更新申請書を受理したときは、所要事項を調査し、支障がないと認めるときは、施行規則第35条第1項又は第2項に該当する場合にあっては新たな許可証を交付し、その他の場合にあっては許可証の更新欄に必要事項を記載するものとする。

2 署長は、前項の申請を受理したときは、許可証の提示を求め、更新すべき獣銃等が記載されている許可証の頁の上欄に「更新申請中」の印を押印し、施行規則第35条第1項又は第2項に該当しない場合にあっては、許可証の更新欄に記載する際当該印を朱線で消去して交付するものとする。

3 署長は、第1項の申請を受理したときは、獣銃等又はクロスボウ所持許可番号台帳に登載するものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕)

(返納された許可証等の取扱い)

第16条 署長は、法第8条第2項（法第9条の15第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第9条の15第3項において準用する場合を含む。）及び第5項、法第9条第3項並びに法第9条の5第3項（法第9条の10第3項において準用する場合を含む。）の規定による返納の届出を受理したときは、当該許可証又は認定証を復元できないよう確実に廃棄するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

(抹消申請の取扱い)

第17条 署長は、法第8条第3項の規定による施行規則第37条第1項の許可事項抹消申請書を受理したときは、当該許可証の銃砲等の許可事項の記載欄を朱線で抹消の上規程別表の4の項に規定する公印を押印し、許可証の抹消欄に必要事項を記載して、申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕)

(仮領置の取扱い)

第18条 署長は、法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項及び第8項、第11条の2第1項から第3項まで、第25条第1項並びに第26条第2項の規定による提出命令（法第13条の3第1項又は第3項により保管されている場合を除く。）及び仮領置をしたときは、仮領置報告書（別記様式第13号）により本部長に申報するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

(返還の手続き)

第19条 署長は、法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第9項及び第10項、第11条の2第4項及び第5項、第25条第3項及び第4項並びに第26条第5項の規定による返還を行う場合は、施行規則第38条の仮領置書（以下「仮領置書」という。）及び施行規則第40条の受領書（以下「受領書」という。）と引換えに行うものとし、仮領置物件返還報告書（別記様式第14号）により本部長に申報するものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕)

(売却等の取扱い)

第20条 署長は、法第8条第9項（法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により売却処分を行ったときは、仮領置物件等売却処分報告書（別記様式第15号）により本部長に申報するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

(廃棄等の取扱い)

第21条 署長は、法第8条第9項の規定により、廃棄処分を行ったときは、廃棄処分通知書（県規則別記様式第17号）を交付するとともに、仮領置物件等廃棄処分報告書（別記様式第16号）により本部長に申報するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

(射撃場の指定及び解除)

第22条 署長は、法第9条の2第1項の規定による府令第10条の指定射撃場指定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

- 2 本部長は、前項の指定射撃場指定申請書に係る射撃場を指定射撃場として決定したときは、当該申請を受理した署長にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた署長は、府令第11条の指定通知書を申請者に交付するものとする。
- 4 本部長は、第1項の申請書に係る射撃場を指定射撃場として指定しないときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 署長は、府令第13条の規定による記載事項変更届を受理したときは、当該変更事項を指定通知書に朱書し、規程別表の4の項に規定する公印を押印して、届出者に交付するものとする。

- 6 署長は、法第9条の2第2項の規定による指定を解除する事由が生じたと認めるときは、その理由を付して本部長に申報するものとする。
- 7 本部長は、指定を解除したときは、その旨を前項の規定により申報した署長に通知するものとする。
- 8 署長は、指定射撃場の指定若しくは指定の解除又は記載事項に変更があったときは、射撃場台帳（別記様式第19号）に登載し、整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（射撃指導員の指定及び解除）

第23条 署長は、法第9条の3第1項又は第9条の3の2第1項の規定による施行規則第43条の射撃指導員指定申請書（施行規則第42条第1項第1号括弧書の規定により推薦を受けた者にあっては、施行規則第43条後段に規定する推薦書を含む。）を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

- 2 本部長は、前項の射撃指導員指定申請書に係る者を射撃指導員として指定したときは、当該申請を受理した署長に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた署長は、施行規則第44条の射撃指導員指定書を申請者に交付するとともに、射撃指導員台帳（別記様式第19号の2）に登載するものとする。
- 4 本部長は、第1項の射撃指導員指定申請書に係る者を射撃指導員として指定しないときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 署長は、法第9条の3第2項の規定により射撃指導員の指定を解除する事由が生じたと認めるときは、その理由を付して本部長に申報するものとする。
- 6 本部長は、指定を解除したときは、その旨を前項の規定により申報した署長に通知するものとする。
- 7 前項の通知を受けた署長は、射撃指導員台帳を整理するものとする。
- 8 署長は、施行規則第46条第1項の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書を受理したときは、当該変更事項を射撃指導員指定書に朱書し、規程別表の4の項に規定する公印を押印して、届出者に交付するとともに、射撃指導員台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（教習射撃場の指定等）

第24条 署長は、法第9条の4第1項の規定による施行規則第50条の教習射撃場指定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

- 2 本部長は、前項の教習射撃場指定申請書に係る指定射撃場を教習射撃場として指定した

ときは、当該申請を受理した署長に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた署長は、施行規則第51条の教習射撃場指定書を申請者に交付するとともに、教習射撃場台帳（別記様式第24号）に登載するものとする。
- 4 本部長は、第1項の教習射撃場指定申請書に係る指定射撃場を教習射撃場として指定しないときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 署長は、法第9条の8第1項若しくは第2項の規定による教習射撃場の指定解除の事由が生じたとき又は法第9条の8第1項の規定による教習修了証明書の交付禁止をする事由が生じたときは、本部長に申報するものとする。
- 6 本部長は、前項の規定による申報により、法第9条の8第1項若しくは第2項の規定による教習射撃場の指定解除又は法第9条の8第1項の規定による教習修了証明書の交付禁止をしたときは、その旨を前項の規定により申報した署長に通知するものとする。
- 7 署長は、施行規則第54条の教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書を受理したときは、当該変更事項を教習射撃場指定書に朱書し、規程別表の4の項に規定する公印を押印して、届出者に交付するものとする。
- 8 署長は、法第9条の8第1項若しくは第2項の規定による教習射撃場の指定解除若しくは交付禁止の処分が行われたとき又は施行規則第54条の規定による届出を受理したときは、第3項の教習射撃場台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（教習射撃指導員の解任）

第25条 署長は、法第9条の4第3項の規定による解任命令をする事由が生じたときは、本部長に申報するものとする。

- 2 本部長は、前項の規定による申報により、解任の命令をしたときは、その旨を同項の規定により申報した署長に通知するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（教習資格認定）

第26条 署長は、法第9条の5第4項において準用する法第4条の2第1項の規定による施行規則第9条の教習資格認定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

- 2 本部長は、前項の教習資格認定申請書に係る者の教習射撃を受ける資格の認定を行ったときは、当該申請を受理した署長に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた署長は、施行規則第55条の規定による教習資格認定証を申請者に交付するものとする。
- 4 本部長は、第1項の教習資格認定申請書に係る者の教習射撃を受ける資格の認定を行わなかったときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 署長は、法第9条の5第3項の規定により教習資格認定の取消し処分をする必要があると認めるときは、教習資格認定取消処分上申書（別記様式第25号）により、その理由を付して本部長に申報するものとする。
- 6 署長は、教習資格認定証を交付し又は返納させたときは、教習資格認定証交付台帳（別記様式第26号）に登載し、整理するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（備付け銃の届出）

第27条 署長は、法第9条の6第2項（法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による施行規則第58条（施行規則第72条において準用する場合を含む。）の教習用備付け銃等届出書を受理したときは、当該届出書1通に届出受理年月日、受理番号及び公安委員会名を朱書して、規程別表の2の項に規定する公印を押印して届出者に交付するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（保管設備改善命令）

第28条 署長は、法第9条の7第3項（法第9条の11第2項、第10条の6第6項及び第10条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による保管の設備又は保管の改善その他危害予防上必要な措置を執ることを命ずる事由が生じたときは、本部長に申報するものとする。

- 2 本部長は、前項の規定による申報により、法第9条の7第3項の処分をしたときは、申報をした署長を経由して、銃砲等保管設備等改善命令書（県規則別記様式第18号）を交付するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（練習射撃場の指定等）

第29条 署長は、法第9条の9第1項の規定による施行規則第64条の練習射撃場指定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

- 2 本部長は、前項の練習射撃場指定申請書に係る指定射撃場を練習射撃場として指定した

ときは、当該申請を受理した署長に通知するものとする。

- 3 前項の規定により通知を受けた署長は、施行規則第65条の練習射撃場指定書を申請者に交付するとともに、練習射撃場台帳（別記様式第29号）に登載するものとする。
- 4 本部長は、第1項の練習射撃場指定申請書に係る指定射撃場を練習射撃場として指定しないときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 署長は、施行規則第68条の規定による教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書を受理したときは、当該変更事項を持参した練習射撃場指定書に朱書し、規程別表の4の項に規定する公印を押印して、届出者に交付するものとする。
- 6 署長は、法第9条の12第1項の規定による指定解除の事由が生じたときは、その理由を付して本部長に申報するものとする。
- 7 本部長は、前項の規定による申報により、法第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定を解除したときは、その旨を同項の規定により申報した署長に通知するものとする。
- 8 署長は、法第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定解除の処分が行われたとき又は施行規則第68条の規定による届出を受理したときは、第3項の練習射撃場台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（練習射撃指導員の解任）

- 第30条 署長は、法第9条の9第2項において準用する法第9条の4第3項の規定による練習射撃指導員の解任を命ずる事由が生じたときは、その理由を付して本部長に申報するものとする。
- 2 本部長は、前項の規定による申報により、練習射撃指導員の解任の命令をしたときは、その旨を前項の規定により申報した署長に通知するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（練習資格認定）

- 第31条 署長は、法第9条の10第3項において準用する法第4条の2第1項の規定による施行規則第9条の練習資格認定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、支障がないと認めるときは、施行規則第69条の練習資格認定証を申請者に交付するものとする。
- 2 署長は、前項の申請に係る認定を行わなかったときは、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。

- 3 署長は、法第9条の10第3項の規定により練習資格認定の取消し処分をする必要があると認めるときは、練習資格認定取消処分上申書（別記様式第30号）により本部長に申報するものとする。
- 4 署長は、練習資格認定証を交付し又は返納させたときは、練習資格認定証交付台帳（別記様式第31号）に登載し、整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（年少射撃資格認定）

第31条の2 署長は、法第9条の13第1項の規定による施行規則第75条の年少射撃資格認定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、本部長に進達するものとする。

- 2 本部長は、前項の申請に係る認定を行ったときは、その旨を当該申請を受理した署長に通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた署長は、施行規則第77条の規定による年少射撃資格認定証を申請者に交付するものとする。
- 4 本部長は、第1項の年少射撃資格認定申請書に係る者の年少射撃を行う資格の認定を行わなかつたときは、当該申請を受理した署長を経由して、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 署長は、年少射撃資格認定証を交付し又は返納させたときは、年少射撃資格認定証番号台帳（別記様式第31号の2）に登載し、整理するものとする。
- 6 署長は、法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定により年少射撃資格認定証の書換え又は再交付を行ったときは、年少射撃資格認定証番号台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（クロスボウ射撃資格認定）

第31条の3 署長は、法第9条の16第2項において準用する法第4条の2第1項の規定による施行規則第9条第7号のクロスボウ射撃資格認定申請書を受理したときは、所要事項を調査し、支障がないと認めるときは、施行規則第82条の2のクロスボウ射撃資格認定証を申請者に交付するものとする。

- 2 署長は、前項の申請に係る認定を行わなかつたときは、不許可等通知書を申請者に交付するものとする。
- 3 署長は、法第9条の16第2項において準用する第9条の5第3項の規定によりクロスボウ射撃資格認定を取り消す必要があると認めるときは、クロスボウ射撃資格認定取消処

分上申書（別記様式第31号の3）により本部長に申報するものとする。

4 署長は、練習資格認定証を交付し又は返納させたときは、クロスボウ射撃資格認定証交付台帳（別記様式第31号の4）を整理するものとする。

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

（銃砲等の保管の委託）

第32条 署長は、法第10条の5第1項の規定により保管を委託されたときは、施行規則第85条第4号の規定により銃砲等委託保管簿（別記様式第32号）に登載するものとする。

2 施行規則第85条第3号の取扱責任者は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第18条第1項の規定により指定された取扱い責任者とする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（報告徴収）

第33条 署長は、法第10条の6第1項の規定による報告徴収を、必要と認める都度行うものとする。

（立入検査）

第34条 署長は、次に掲げる事由が発生した場合に、法第10条の6第2項の規定による立入検査を実施するものとする。

- (1) 法第10条の6第1項の規定による報告に応じなかった場合
- (2) 正当な理由がなく法第13条の規定による検査を受けなかった場合
- (3) 近隣に忍込み等の盗難事件が頻発するなど、猟銃の盗難又は猟銃による犯罪が発生するおそれがあり、これを防止するため必要と認める場合
- (4) 猟銃の保管庫への未収納等危害予防上問題となる情報を認知した場合

2 立入検査を行った者は、立入検査の結果を立入検査結果等報告書（別記様式第32号の2）により署長に報告するものとする。

3 法第10条の6第3項の通告は、原則としてあらかじめ文書等により関係者に行うものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（保管業届出）

第35条 署長は、法第10条の8第1項の規定による施行規則第90条第1項又は同条第2項の保管業届出書を受理したときは、当該届出書1通に届出受理年月日、受理番号及び公安委員会名を朱書し、規程別表の2の項に規定する公印を押印して、届出者に交付するとと

もに、保管業台帳（別記様式第32号の2の2）に登載するものとする。

- 2 署長は、施行規則第90条第4項の保管業廃止届出書を受理したときは、保管業台帳を整理するものとする。
- 3 署長は、法第10条の8第3項の規定による廃止命令又は停止命令をする必要があると認めたときは、その理由及び意見を付して本部長に上申するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（指示）

第35条の2 署長は、銃砲刀剣類所持等取締法違反報告書（別記様式第32号の2の3）による報告を受理し、法第10条の9の規定による指示をする必要があると認めたときは、被処分者に指示書（県規則別記様式第20号）を交付するものとする。

- 2 署長は、前項の手続を行ったときは、指示処分台帳（別記様式第32号の3）に登載するものとする。
- 3 署長は、指示事項に関し被処分者が執った措置について、後日確認し、指示処分台帳を整理するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（許可の取消し）

第36条 署長は、法第11条第1項から第6項までの規定による所持許可の取消処分並びに法第11条の3第1項及び第2項の規定による年少射撃資格認定の取消処分をする必要があると認めたときは、行政処分上申書（別記様式第33号）により本部長に上申するものとする。

- 2 本部長は、許可の取消処分が決定したときは、当該上申を行った署長を経由して、当該被処分者に対し行政処分通知書（県規則別記様式第21号）により通知するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（報告徴収等）

第36条の2 署長は、法第12条の3の規定による報告徴収又は受診命令を行う必要があると認めるときは、その理由を付して本部長に上申するものとする。

- 2 本部長は、前項の上申により法第12条の3の規定による報告徴収又は受診命令をしたときは、その旨を当該上申を行った署長に通知するものとする。

（検査）

第37条 署長は、法第13条の規定による検査を行うときは、速やかに所要の措置を講じ、その状況を本部長に申報するものとする。

(公務所等への照会)

第37条の2 所属長は、法第13条の2の規定による照会を書面により行うときは、施行規則第95条の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書により行うものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕)

(調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管)

第37条の3 署長は、法第13条の3第1項及び第3項の規定による保管をする必要があると認めるときは、速やかにその状況を本部長に申報するものとする。

2 署長は、前項による銃砲等又は刀剣類を保管中に、当該銃砲等又は刀剣類に係る所持の許可を受けた者の調査結果が判明するか若しくは法第13条の3第2項に規定する保管期間が終了するときは、その状況を本部長に申報するものとする。

3 署長は、法第13条の3第2項及び第4項の規定による返還を行うときは、施行規則第96条の保管書及び受領書と引き換えに行うものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕)

(登録通知の取扱い)

第38条 署長は、法第14条第4項の規定による都道府県の教育委員会からの通知があったときは、銃砲刀剣類登録台帳（別記様式第34号）に登載、整理するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

(刀剣類の製作承認通知の取扱い)

第39条 署長は、法第18条の2第3項の規定による都道府県の教育委員会からの通知があったときは、刀剣類製作承認台帳（別記様式第35号）に登載、整理するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

(準空気銃製造等の届出)

第39条の2 署長は、法第21条の3第1項第4号の規定による施行規則第100条第1項又は第2項の準空気銃製造等届出書を受理したときは、当該届出書1通に届出受理年月日、受理番号及び公安委員会名を朱書きし、規程別表の2の項に規定する公印を押印して、届出者に交付するとともに、準空気銃製造等台帳（別記様式第35号の2）に登載するものとする。

2 署長は、施行規則第100条第4項の規定による準空気銃製造等廃止届出書（県規則別記様式第13号の2）を受理したときは、準空気銃製造等台帳を整理するものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕)

(模造拳銃、模擬銃器の届出)

第40条 署長は、法第22条の2第1項ただし書（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による施行規則第102条の模造拳銃製造等届出書（施行規則第103条第2項において準用する場合にあっては、模擬銃器製造等届出書）を受理したときは、当該届出書1通に届出受理年月日、受理番号及び公安委員会名を朱書きし、規程別表の2の項に規定する公印を押印して届出者に交付するとともに、模造拳銃（模擬銃器）製造等台帳（別記様式第35号の3）に登載するものとする。

- 2 署長は、施行規則第102条第5項（施行規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造拳銃（模擬銃器）製造等廃止届出書（県規則別記様式第14号）を受理したときは、模造拳銃（模擬銃器）製造等台帳を整理するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（発見又は拾得の届出）

第41条 署長は、法第23条の規定による銃砲等若しくは刀剣類の発見又は拾得の届出を受理した場合の取扱いは、別に定めるところによる。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（事故届の取扱い）

第42条 署長は、法第23条の2の規定による事故届を受理したときは、直ちに本部長に申報するとともに必要な措置を講ずるものとする。

（一時保管物件の返還）

第43条 署長は、法第24条の2第6項の規定により一時保管した銃砲刀剣類等を返還するときは、施行規則第106条により銃砲刀剣類等一時保管書及び受領書と引換えに行うものとし、その旨を一時保管銃砲刀剣類等引継書に記載しておくものとする。

- 2 法第24条の2第9項の規定により施行規則第109条第1項の事項は、公告（別記様式第36号）により行うものとする。
- 3 署長は、法第24条の2第10項の規定により所有権が国に帰属した一時保管に係る銃砲刀剣類等については、速やかに本部長に引き継ぐものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（通報書）

第44条 署長は、法第25条第3項第2号に該当する者の申出があった場合においては、あらかじめ当該申出者の住所地を管轄する署長に銃砲刀剣類登録希望通報書（別記様式第38号）により通報するものとする。

（期間延長）

第45条 署長は、法第25条第5項の規定により施行規則第112条の期間延長承認申請書を受理したときは、所要事項を調査し支障がないと認めるときは、仮領置書の欄外に延长期限を朱書し、山形県警察の公印に関する訓令（昭和39年12月本部訓令第22号）別表の14の項に規定する山形県各警察署長印を押印の上申請者に交付するとともに、仮領置書控の処理結果欄にその旨を記載するものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

（法第25条第5項による仮領置物件の返還）

第46条 署長は、法第25条第5項の規定により所有権が国に帰属した銃砲等又は刀剣類について、速やかに本部長に引き継ぐものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（緊急事態の取扱い）

第47条 署長は、法第26条第1項に規定する銃砲等又は刀剣類の授受、運搬若しくは携帯の禁止又は制限の措置をとる必要があると認めるときは、その理由、地域及び期間その他必要な事項を本部長に申報するものとする。

2 署長は、法第26条第1項に規定する告示に基づいて所要の措置を執ったときは、その状況を本部長に申報するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（提出命令）

第48条 署長は、法第27条第1項の規定による提出命令を行ったときは、速やかにその状況を本部長に申報するものとする。

（獣銃安全指導委員）

第48条の2 署長は、獣銃安全指導委員規則第2条第1項の規定により獣銃安全指導委員（以下「委員」という。）を推薦しようとするときは、獣銃安全指導委員推薦書（別記様式第39号の2）により、本部長に送付するものとする。

2 署長は、前項の獣銃安全指導委員推薦書に必要に応じ、推薦しようとする者が委員として適當と認められることを疎明する書類を添付するものとする。

3 署長は、公安委員会が委員の委嘱、解嘱又は辞職の承認をしたときは、その氏名及び連絡先を、警察署の掲示板への掲示等により、獣銃所持者その他の関係者に周知するものとする。

4 署長は、委員が適正かつ効果的に活動することができるよう、必要な指導及び情報の提供を行うものとする。

5 署長は、委員の活動について、毎年度末までに活動記録書（別記様式第39号の2の2）の提出を求めるものとする。

6 署長は、委員の活動に関し、特異な事案の発生を認知したときは、速やかに本部長に報告するものとする。

（追加〔令和4年本部訓令12号〕、一部改正〔令和6年本部訓令16号〕）

（申出の取扱い）

第48条の2の2 所属長は、法第29条第1項の規定による申出（以下「申出」という。）をしようとする者（以下「申出人」という。）が文書により申出をするときは、次に掲げる事項を記載した文書の提出を求めるものとする。

（1）申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先

（2）申出の対象者の氏名、住所その他の当該申出の対象者の人定に関する事項

（3）申出の趣旨

（4）前各号に掲げるもののほか、法第29条第2項の必要な調査を行い、及び適当な措置を執る上で参考となる事項

2 申出が口頭により行われた場合は、前項各号に掲げる事項を聴取し、当該申出に係る文書を作成するものとする。

3 申出を受け付けた所属長は、申出記録書（別記様式第39号の2の3）により、速やかに本部長に報告するものとする。

4 本部長は、申出に係る当該申出の対象者の住所地が当該申出に係る報告をした警察署の管轄と異なるときは、当該申出を当該申出の対象者の住所地を管轄する署長に送付するものとする。

5 申出の対象者の住所地を管轄する署長は、当該申出に係る法第29条第2項の必要な調査及びその結果を踏まえた適当な措置を執るとともに、その状況について申出調査結果等報告書（別記様式第39号の3）により速やかに本部長に報告するものとする。

6 本部長は、第3項及び前項の規定による報告を受けたときは、速やかに公安委員会に報告するものとする。

（全部改正〔平成24年本部訓令8号〕、一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

（申出の管理）

第48条の3 所属長は、申出について、申出管理簿（別記様式第39号の4）により管理するものとする。

（追加〔平成24年本部訓令8号〕、一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

第49条 削除

(削除〔令和4年本部訓令12号〕)

附 則

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成29年4月6日本部訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日本部訓令第12号）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年11月15日本部訓令第16号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別記  
様式第1号(第2条関係)

銃砲刀剣類製造等台帳

番号	届出年月日	主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	事業場の名称、所在地及び電話番号	責任者の氏名、住所及び電話番号	銃砲等又は刀剣類の種類及び種類別の月間予定数	事業開始予定期	備考
					種類 製造 丁(振) 販売 丁(振) 制作 丁(振)		
					種類 製造 丁(振) 販売 丁(振) 制作 丁(振)		
					種類 製造 丁(振) 販売 丁(振) 制作 丁(振)		
					種類 製造 丁(振) 販売 丁(振) 制作 丁(振)		
					種類 製造 丁(振) 販売 丁(振) 制作 丁(振)		

## 様式第1号の2(第3条関係)

## 人命救助等に従事する者台帳

所持許可を受けた者	住 所						
	氏 名						
	所る 持 銃 許 砲 可 等 に 係	許可証交付年月 日 及び 番 号	年 月 日		第 号		
	種 類						
	型			銃砲等番号			
	交付 年 月 日						
証 明 書							
番 号							
氏名、生年月日及び届出人との関係					備 考		
人 命 救 助 等	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係						
	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係						
	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係						
	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係						

(裏)

に 従 事 す る 者	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係		
	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係		
	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係		
	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係		
	氏 名 生 年 月 日 届出人との関係		
記載 事項 の変 更	届出年月日	変更事項	
備考			

## 様式第2号(第4条関係)

## 使 用 人 台 帳

届 出 人	住 所			
	氏 名			
	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地			
	所持させようとする 銃砲等又は刀剣類の 種 類			
使 用 人	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日			
証明書番号		交付年月日		
使 用 人	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日			
証明書番号		交付年月日		
使 用 人	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日			
証明書番号		交付年月日		

(裏)

使 用 人	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
證明書番号		交付年月日	
使 用 人	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
證明書番号		交付年月日	
使 用 人	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
證明書番号		交付年月日	
記 載 事 項 の 変 更	届 出 年 月 日	變 更 事 項	
備 考			

## 様式第6号(第7条関係)

(表)

## 銃砲等又は刀剣類所持許可台帳

許可年月日番号		年 月 日 第 号		
確 認 年 月 日		年 月 日 確認者		
所 持 者	本 籍	市 町 番地 郡 村		
	住 所	市 町 番地 郡 村		
	職業・氏名	年 月 日生		
銃 砲	種 類	型	番 号 (製作者)	
等 又 は	口 径 mm 番	適合する 空実包	銃 身 長 cm (刃渡り)	
刀	特 徵	用 途	替 銃 身	
剣 類	主たる 所持目的	備 考		

(裏)

現品	引渡年月日	年 月 日		
引渡者	住 所			
	氏 名			
検査	検査年月日	検査官氏名	検査年月日	検査官氏名
	年 月 日		年 月 日	
記載事項の変更	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
譲渡し先許可取消し許可証返納	(朱書)			

### 様式第7号(第7条関係)

(表)



## 様式第8号(第7条関係)

(表)  
獣銃等又はクロスボウ所持許可番号台帳

(年)

許可月日	許可の種別			氏名	銃種別 (銃番号)	カード作成	許可証有効期間	作成者	確認者	関係交付者	交付番号	旧許可番号 許可証番号	備考
	新規	再許可	更新										
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									
年 月 日	新規	再許可	更新	転入	(1号以外 号) ヲ 散 空( )		年まで						年 月 日 失・渡・転・更・廢 ( )
				年 月 日生									



様式第9号(第10条関係)

受講番号		年月日
		警察署長
受講票		
受講者	住所	
	氏名	
	生年月日	
受講年月日		
受講場所		
備考	申込書受理年月日	年月日
	取扱者	

注意 本票は、講習会当日会場受付に提出して下さい。

## 様式第10号(第10条関係)

## 講習修了証明書交付台帳

番 号	受 講 者				講 習 会		修了証明書	
	住 所	氏 名	性 別	生年月日	受 講 月 日	受 講 場 所	交 付 番 号	交 付 年月日

様式第10号の2(第10条関係)

### 年少射擊資格講習修了証明書交付台帳

様式第11号(第11条関係)

技能検定合格証明書交付台帳

氏名 (生年月日)	本籍 住所	通知書		受検		合格証明書		区分
		年月日	番号	年月日	場所	年月日	番号	
( )								書換・再交付 ( . . )
( )								書換・再交付 ( . . )
( )								書換・再交付 ( . . )
( )								書換・再交付 ( . . )
( )								書換・再交付 ( . . )
( )								書換・再交付 ( . . )
( )								書換・再交付 ( . . )
( )								書換・再交付 ( . . )

様式第11号の2(第12条関係)

第 号  
年 月 日

警察署長 殿

山形県警察本部長

技能講習修了判定結果通知書

技能講習の修了について下記のとおり判定したから通知する。

記

番 号	講 習 会		受 講 者			技 能 講 習 修 了 判 定			
	受講日	受 講 場 所	住 所	氏 名	生 年 月 日	銃 種	科 目	修 了 判 定 日	判 定

### 様式第11号の3(第12条関係)

## 技能講習修了証明書交付台帳

様式第13号(第18条関係)

第 号  
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警 察 署 長

仮 領 置 報 告 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、次のとおり仮領置したの  
で申報します。

記

1 提出者

- (1) 住所  
(2) 氏名 ( 年 月 日生)  
(3) 職業

2 仮領置物件( 件)

許可(登録)年月日 許可(登録)番号	仮 領 置 物 件		仮 領 置 年 月 日
	許可登録別	種 類	
年 月 日 第 号	許・登		年 月 日
年 月 日 第 号	許・登		年 月 日
年 月 日 第 号	許・登		年 月 日
年 月 日 第 号	許・登		年 月 日
年 月 日 第 号	許・登		年 月 日
年 月 日 第 号	許・登		年 月 日

様式第14号(第19条関係)

仮領置物件返還報告書			第 年 月 日
山形県警察本部長 殿			警 察 署 長
提 出 者	本 籍		
	住 所		
	職 業 氏 名 生 年 月 日		
仮領置物件の種類 及び特徴			
仮領置適用法条			法第 条 第 項
仮領置年月日			年 月 日
被 返 還 者	本 籍		
	住 所		
	職 業 氏 名 生 年 月 日		
返還月日			
適用法条			
参考事項			

様式第15号(第20条関係)

第 号  
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警察署長

仮領置物件等売却処分報告書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項により、売却処分したから次のとおり報告する。

記

所有者	本籍	
	住所	
	職業・氏名	(年月日生)
仮領置等区分	仮領置・提出命令・一時保管	
仮領置等年月日	年月日	
売却物件の種類・数		
売却年月日	年月日	
売却理由		
売却方法		
所要経費		
売却価格		
代金受領者	本籍	
	住所	
	職業・氏名	
適用法条		
備考		

注： 法第11条第10項により売却したときは、「仮領置等年月日」欄に取消年月日を記入すること。

様式第16号(第21条関係)

第 号  
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警 察 署 長

仮領置物件等廃棄処分報告書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項により、廃棄処分したから、次のとおり  
報告する。

記

所有者	本籍	
	住所	
	職業・氏名	(年月日生)
仮領置等区分	仮領置・提出命令・一時保管	
仮領置等年月日	年月日	
廃棄年月日	年月日	
廃棄物件	区分	銃砲等・刀剣類・準空気銃・けん銃部品
	種別(型式)	
	数量	
	特徴	
廃棄理由		
適用法条		

様式第19号(第22条関係)

射 擃 場 台 帳

指 定 年 月 日			指定番号
射	名 称		
	所 在 地		
擊	区 分		
	使用する銃砲		
場	使用する実包		
設	住 所		
	設 置 者 氏 名	( 年 月 日生)	
管	本 籍		
	理 者 住 所		
理	氏 名	( 年 月 日生)	
指 定 の 条 件			
指 定 期 間			
特 記 事 項			
主 た る 従 事 者	氏 名	住 所	生 年 月 日

様式第19号の2(第23条関係)

## 射擊指導員台帳

様式第24号(第24条関係)

教習射撃場台帳

指定年月日				指定番号	
射撃場	名称				
	所在地				
	区分				
	使用する銃砲				
	使用する実包				
設置者	住所				
	氏名				
管理者	住所				
	氏名				
講習射撃指導員	氏名	選任年月日	解任年月日	射撃指導員	
				指定番号	指定年月日

(裏)

	銃 の 種 類	銃 番 号	届 出 書 年 月 日
備 付 け 銃			
備 付 け 銃 の 保 管 場 所			
保管設備の構造・ 施錠の有無等			
変 更 事 項			
備 考			

様式第25号(第26条関係)

第 号  
年 月  
日

山形県公安委員会 殿

警察署長

教習資格認定取消処分上申書

次の者について、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第3項により教習資格認定に係る取消処分の必要があると認められるので上申します。

被処分者の本籍、住所、職業、氏名及び生年月日	
認定証の交付年月日 及 び 番 号	
処 分 を 行 う 理 由	
処 分 に つ い て の 警 察 署 長 の 意 見	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第26号(第26条関係)

教習資格認定証交付台帳

認定証番号	交付年月日	住 所	氏 名	有効期限	返納月日	備 考
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )

様式第29号(第29条関係)

練習射撃場台帳

指定年月日				指定番号	
射撃場	名称				
	所在地				
	区分				
	使用する銃砲				
	使用する実包				
設置者	住所				
	氏名				
管理者	住所				
	氏名				
練習射撃指導員	氏名	選任年月日	解任年月日	射撃指導員	
				指定番号	指定年月日

(裏)

	銃 の 種 類	銃 番 号	届 出 書 年 月 日
備 付 け 銃			
備 付 け 銃 の 保 管 場 所			
保管設備の構造・ 施錠の有無等			
変 更 事 項			
備 考			

様式第30号(第31条関係)

第 号  
年 月  
日

山形県公安委員会 殿

警察署長

練習資格認定取消処分上申書

次の者について、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第3項により練習資格認定に係る取消処分の必要があると認められるので上申します。

被処分者の本籍、住所、職業、氏名及び生年月日	
認定証の交付年月日 及 び 番 号	
処 分 を 行 う 理 由	
処 分 に つ い て の 警 察 署 長 の 意 見	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第31号(第31条関係)

練習資格認定証交付台帳

認定証番号	交付年月日	住 所	氏 名	有効期限	返納月日	備 考
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )

様式第31号の2(第31条の2関係)

年少射撃資格認定証番号台帳

( 年)

交付年月日	認定証番号	氏名 (生年月日)	本籍・住所	射撃指導員氏名	返納・転出状況
月 日		⑥ 年 月 日	⑦-----		年 月 日返納 転出 ( )
月 日		⑥ 年 月 日	⑦-----		年 月 日返納 転出 ( )
月 日		⑥ 年 月 日	⑦-----		年 月 日返納 転出 ( )
月 日		⑥ 年 月 日	⑦-----		年 月 日返納 転出 ( )
月 日		⑥ 年 月 日	⑦-----		年 月 日返納 転出 ( )
月 日		⑥ 年 月 日	⑦-----		年 月 日返納 転出 ( )

様式第31号の3(第31条の3関係)

第 号  
年 月 日

山形県公安委員会 殿

警察署長

クロスボウ射撃資格認定取消処分上申書

次の者について、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第2項によりクロスボウ射撃資格認定に係る取消処分の必要があると認められるので上申します。

被処分者の本籍、住所、職業、氏名及び生年月日	
認定証の交付年月日 及 び 番 号	
処 分 を 行 う 理 由	
処 分 に つ い て の 警 察 署 長 の 意 見	
そ の 他 参 考 事 項	

## 様式第31号の4(第31条の3関係)

## クロスボウ射撃資格認定証交付台帳

認定証番号	交付年月日	住 所	氏 名	有効期限	返納月日	備 考
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )
						書換・再交付 ( * * )

## 様式第32号（第32条関係）

(1枚目)

## 銃砲等委託保管簿

## 1 委託者関係

本籍			
住所			
職業			
氏名	(年月日生)		
連絡先	自宅	(携帯)	
(非常時)			
備考			

## 2 委託銃砲関係

許可年月日	年月日	許可番号	第号
有効期間	年月日まで		
種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口径		特徴	
適合実包			
付属品及び部品(個数)			

- 備考 1 本簿冊は、保管委託を受けた銃砲ごとに作成すること。
- 2 銃砲の組立て、機関部の開放又は閉鎖等は、委託者に行わせること。
- 3 銃砲を取り扱う際は手袋等を使用し、慎重に行うこと。
- 4 出し入れの際は、委託者の立会の下、銃砲・実包等の損傷、故障等の有無の確認を行い、損傷等を確認した場合は、その状況を報告書により明らかにして、署長の決裁を受けること。
- 5 保管の方法は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第85条に規定する保管の方法等を遵守すること。

(2枚目)

銃砲等の出納明細				(銃砲名等)		
年月日	区分	目的	摘要要 (出納した付属品等)	異常の 有無	委託者印	取扱い責任者印
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		
	出入			有無		

備考 摘要欄には、出し入れした付属品、部品等の名称及び個数を記載すること。

(3枚目)

実包等の出納明細				(実包の名称等)			
年月日	区分	出入数量	出入後の 保管数	異常の 有無	備考	委託者印	取扱い責任者印
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			
	出入			有無			

備考 異なる名称、品名等の実包がある場合は、別紙とすること。

様式第32号の2(第34条関係)

## 立入検査等結果報告書

実施者	課 課	係 係	階級 階級	氏名 氏名
-----	--------	--------	----------	----------

受検者氏名			整理番号			
	ライフル銃	丁	散弾銃	丁	ライフル銃 及び散弾銃 以外の獣銃	
	空気銃	丁			丁	
					獣銃等合計	丁
	クロスボウ	丁				
					クロスボウ合計	丁
	建びよう銃	丁	救命索発射銃	丁	救命用信号銃	丁
麻酔銃	丁	と殺銃	丁	空気拳銃	丁	
( )						
産業用等銃砲合計 丁						
許可証の記載事項	有効期間	<input type="checkbox"/> 過ぎている		<input type="checkbox"/> 過ぎていない		
	更新申請期間	<input type="checkbox"/> 過ぎている		<input type="checkbox"/> 過ぎていない		
	変更の有無 <small>(人定事項 銃の事項)</small>	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 — <small>(□本籍 □住所 □氏名 □その他( ))</small> <small>(□銃全長 □銃身長 □替銃身 □その他( ))</small>				
銃砲等の構造機能	軍用模倣銃	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <small>【商品名】</small> 丁				
	適合するか否か	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <small>(□銃全長 □銃身長 □弾倉装てん弾数 □その他( ))</small>				
銃砲等保管状況	獣銃等	保管庫	<input type="checkbox"/> 金属製ロッカー <input type="checkbox"/> その他( )			
		保管方法	<input type="checkbox"/> 建築物等に固定している <input type="checkbox"/> 固定していない			
		点検状況	<input type="checkbox"/> 銃は分解して保管している <input type="checkbox"/> 分解保管していない			
		鍵の管理	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週1回 <input type="checkbox"/> その他( )			
	その他の銃砲等	保管庫	<input type="checkbox"/> 本人以外に保管場所はわからない <input type="checkbox"/> その他( )			
		保管方法	<input type="checkbox"/> 金属製ロッカー <input type="checkbox"/> その他( )			
		確実に施錠している	<input type="checkbox"/> 建築物に固定している <input type="checkbox"/> 固定していない			
		点検状況	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週1回 <input type="checkbox"/> その他( )			
		鍵の管理	<input type="checkbox"/> 本人以外に保管場所はわからない <input type="checkbox"/> その他( )			
		実包等の保管状況	<input type="checkbox"/> 金属製ロッカー <input type="checkbox"/> その他( )			
実包等の保管状況	保管庫	<input type="checkbox"/> 銃と同一建物に保管していない <input type="checkbox"/> その他( )				
	保管方法	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週1回 <input type="checkbox"/> その他( )				
	鍵の管理	<input type="checkbox"/> 本人以外に保管場所はわからない <input type="checkbox"/> その他( )				
	実包等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <small>(□実包 個 □空包 個 □金属性弾丸 個 □火薬 kg)</small>				
		<input type="checkbox"/> 無				
使用実績	<input type="checkbox"/> 有 <small>個</small> <input type="checkbox"/> 無 <small>(理由 )</small>					
用途目的	<input type="checkbox"/> 銃の用途目的に供している <input type="checkbox"/> 供していない					
措置	<input type="checkbox"/> 指導有り <small>(内容 )</small> <input type="checkbox"/> 指導無し					

備考 該当する□にレ点を付ける。

様式第32号の2の2(第35条関係)

保 管 業 台 帳

番号	届 出 年月日	事業場の名称、所在地 及び電話番号	猟銃等を保管する場所の 所在地及び電話番号	事業開始 予定期日	備考

様式第32号の2の3(第35条の2関係)

年　月　日

警察署長 殿

警察署

官　職

氏　名

銃砲刀剣類所持等取締法違反報告書

違 反 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生　年　月　日			
	許可証番号			原交付年月日
違反の対象となる許可	番号	銃種別	許可年月日	許可番号
	1			
	2			
	3			
	4			
違反の内容				
適用法条				
違反認知の状況等				
疎明資料				

備考 年少射撃資格認定者の違反について報告する場合は、「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

様式第32号の3(第35条の2関係)

指 示 处 分 台 帳

指示年月日	被処分者	住 所	適用法条	指示事項	確認結果

様式第33号(第36条関係)

第 年 月 日					
山形県警察本部長 殿					
警 察 署 長					
行 政 处 分 上 申 書 (銃砲)					
被 処 分 者	本籍				
	住所				
	職業				
	氏名・年令			年 月 日生(才)	
	許可関係	銃種別	許可年月日	許可番号	
				山公委第 号	
適用法条	銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項( )				
違 反 前 歴	刑 事 处 分		行 政 处 分		
	処分年月日	違 反 態 標	処分結果	処分年月日	処分結果
情 状 意 見 等					

様式第34号(第38条関係)

銃 砲 刀 剣 類 登 錄 台 帳

登録年月日	登録番号	種 長 名	別 さ 文	登録者住所 氏名	備考

様式第35号(第39条関係)

刀 剣 類 製 作 承 認 台 帳

承認番号	承認年月日	製期	作間	製刀剣類	製作目的	製作者住所名	備考

様式第35号の2(第39条の2関係)

準空気銃製造等台帳

番号	届出年月日	主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	事業場の名称、所在地及び電話番号	責任者の氏名、住所及び電話番号	譲渡先又は輸出先 準空気銃の月間予定 (製造・輸出)数	使用人	備考
					----- 製造 丁 輸出 丁	人	
					----- 製造 丁 輸出 丁	人	
					----- 製造 丁 輸出 丁	人	
					----- 製造 丁 輸出 丁	人	
					----- 製造 丁 輸出 丁	人	

### 様式第35号の3(第40条関係)

### 模 造 拳 銃 (模 擬 銃 器) 製 造 等 台 帳

様式第36号(第43条関係)

公 告

年 月 日

警 察 署 長 印

一時保管に係る銃砲刀剣類等について、提出者の所在が不明であるため返還することができないので、銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第9項の規定により公告する。

記

1 一時保管した日時

2 一時保管した場所

3 物件

4 提出者の住所及び氏名

様式第38号(第44条関係)

第 年 月 日 号

警察署長 殿

警 察 署 長

銃砲刀剣類登録希望通報書

銃砲刀剣類所持等取締法第25条第1項の規定により仮領置中の銃砲(刀剣類)について同条第3項第2号の申出があったので申出者に対して引渡書を交付するから通報する。

記

1 申出者の本籍、住所、氏名及び生年月日

2 物 件

3 申出年月日

様式第39号の2(第48条の2関係)

(表)

年　月　日

山形県警察本部長 殿

警 察 署 長

獣 銃 安 全 指 導 委 員 推 薦 書

被 推 薦 者	本 籍				
	住 所				
	ふ り が な 氏 名			男 女	年 月 日 生 ( 歳)
	職 業		勤務先		
	健 康 状 態				
前科・前歴					
家 族 状 況 (氏名、職業 年齢)等					
経 歴	職 歴 (ボランティ アの経歴も 含 む。 )				
	獣 銃 の 所 持 歴 (銃種別)				
銃砲刀剣類 所持等取締 法等に関する 資格の有無					
警 察 署 長 の 推 薦 理 由					

(裏)

委嘱の要件	状況
1 人格及び行動について社会的信望を有するかどうか	
2 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有するかどうか	
3 生活が安定しているかどうか	
4 健康で活動力を有するかどうか	

添付書類	
------	--

備考 添付書類がある場合は、その名称を添付書類欄に記載すること。

様式第39号の2の2(第48条の2関係)

活 動 記 錄 書	
獣 銃 安 全 指 導 委 員 氏 名	
日 時	年 月 日(曜日)
内 容	
問 題 点	
そ の 他 参考事項	

様式第39号の2の3(第48条の2の2関係)

第 号  
年 月 日

山形県警察本部長 殿

所 属 長

申出記録書

受理年月日	年 月 日		
申出方法	文書・Eメール・ファクシミリ・口頭(電話／来庁)・その他( )		
申出が口頭の場合の聴取者： 係 階級 氏名			
申出人	ふりがな 氏 名	( 歳) 男・女	
	電話番号		
	住 所		
	職 業	(勤務先： )	
	対象者との関係	同居人	近隣の者
申出の 対象者	ふりがな 氏 名	( 歳) 男・女	
	電話番号		
	住 所		
	職 業	(勤務先： )	
	その他の 人定事項		
申出内容			
その他 参考事項			

様式第39号の3(第48条の2の2関係)

第 号  
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警察署長

申出調査結果等報告書

受理年月日	年 月 日		
申出方法	文書・Eメール・ファクシミリ・口頭(電話／来庁)・その他( )		
申出人	ふりがな 氏名	(歳) 男・女	
	電話番号		
	住 所		
	職 業	(勤務先: )	
対象者との関係	同居人	近隣の者	勤務先が同じ者
申出の 対象者	ふりがな 氏名	(歳) 男・女	
	電話番号		
	住 所		
	職 業	(勤務先: )	
銃砲又は刀剣類 の所持状況			
申出の趣旨			
調査結果			
措 置			

### 様式第39号の4(第48条の3関係)

## 申 出 管 理 簿

別記様式第1号（第2条関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第1号の2（第3条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第2号（第4条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第3号 削除

様式第4号 削除

様式第5号 削除

様式第5号の2 削除

様式第6号（第7条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第7号（第7条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第8号（第7条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第9号（第10条関係）

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

様式第10号（第10条関係）

（一部改正〔平成29年本部訓令7号・令和4年12号〕）

様式第10号の2（第10条関係）

（一部改正〔平成29年本部訓令7号〕）

様式第11号（第11条関係）

（一部改正〔平成29年本部訓令7号〕）

様式第11号の2（第12条関係）

（一部改正〔平成29年本部訓令7号〕）

様式第11号の3（第12条関係）

（一部改正〔平成29年本部訓令7号〕）

様式第12号 削除

様式第13号（第18条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第14号（第19条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第15号（第20条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第16号（第21条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第17号 削除

様式第18号 削除

様式第18号の2 削除

様式第19号（第22条関係）

様式第19号の2（第23条関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第20号 削除

様式第21号 削除

様式第21号の2 削除

様式第22号 削除

様式第23号 削除

様式第24号（第24条関係）

様式第25号（第26条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第26号（第26条関係）

様式第27号 削除

様式第28号 削除

様式第29号（第29条関係）

様式第30号（第31条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第31号（第31条関係）

様式第31号の2（第31条の2関係）

様式第31号の3（第31条の3関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第31号の4（第31条の3関係）

(追加〔令和4年本部訓令12号〕)

様式第32号（第32条関係）

（全部改正〔平成29年本部訓令7号〕）

様式第32号の2（第34条関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第32号の2の2（第35条関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第32号の2の3（第35条の2関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第32号の3（第35条の2関係）

様式第32号の4 削除

様式第33号（第36条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第34号（第38条関係）

様式第35号（第39条関係）

様式第35号の2（第39条の2関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第35号の3（第40条関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第36号（第43条関係）

様式第37号 削除

様式第38号（第44条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第39号 削除

様式第39号の2（第48条の2関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第39号の2の2（第48条の2関係）

（追加〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第39号の2の3（第48条の2の2関係）

（追加〔平成24年本部訓令8号〕、一部改正〔令和4年本部訓令12号〕）

様式第39号の3（第48条の2の2関係）

(追加〔平成24年本部訓令8号〕、一部改正〔令和4年本部訓令12号〕)

様式第39号の4（第48条の3関係）

（一部改正〔平成24年本部訓令8号〕）

様式第40号 削除

様式第41号 削除